

特別寄稿

労働法学と社会学の革新を要求する「場所」としての、 若者（若手）支援の現場（フィールド）

—就活問題および若手研究者問題において「正当性なき権利主張をする若者」を考えながら、学問を革新しよう—

梶田 美雄 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部

□ 1. はじめに

学問は創造的でなければならない。けれども、時代によって創造的であり得る学問は限られているのではない。新進の学問ならいざしらず、それなりの歴史を持った学問にブレークスルーの機会が、いつでも有るわけではないだろう。そして、たまたまの偶然の一致かもしれないが、2012年の今、労働法学と社会学は、若者（若手）支援のフィールドに出会うことで、ともに創造的であり得る時期、自己革新を果たしうる時期という、重要な時期を迎えている、といえるのではないだろうか。

若者の声を聞く。主張をわかろうとする。そうすると、複数の主張が、しばしば、ばらばらのまま訴えられていることに気づく。一面の真理はついているが、多面的考察ができていない主張も目につく。議論が未成熟である、という感想を持ってしまう。主張としては、無茶だ、と見えるものも多い。ついつい、たしなめたくなくなってしまふ。しかし、この若者の「一面性」や「未成熟さ」は、むしろ、それ自身が場面の特徴なのではないだろうか。したがって、それを、直接に道徳的に評価するのではなく、場面理解の、背景構造理解の「資源」として使っていく道もあってよいのではないだろうか。そのような立場から、「正当性なき権利主張をする若者」を理解し、考えていく態度が、学問側にあってもよいのではないだろうか。そのはてに、当事者に単純に「成熟」を促すのではない、当事者の現在のありようそのものの構造的特質に世間の目をむけさせるような、そんな効果が展望されてもよいのではないだろうか。またそのような作業は、同時に、学問側（労働法学側および社会学側）にも、それ自身の自己革新を可能にさせる作業となっていくのではないだろうか。労働法学も社会学も、「正当性なき権利主張をする若者」を、どのように支援していくのか、という困難を突きつけられた時に、若者の「未熟さ」や「無謀さ」や「非一貫性」や「非統合性」を、べつの言葉で意味づけることができる学問に、自らを鍛えていくことができるのではないだろうか。

たとえば、「未熟さ」を「現場性」に、「無謀さ」を「革新性」に、「非一貫性」を「多声性あるいは交雑性」に、「非統合性」を「土着性（ヴァナキュラー）」に読み替えていくことを支える学問というイメージが、そこにあり得るのではないだろうか。新しい、概念と概念の結びつきや、新しい、意味のループの構造を開発したり、発見したり、することが、それらの学問の革新のなかで、できてくるのではないだろうか。そのように考えると、2012年夏の現在、思いの外「労働法学」と「社会学」は近接した運命上の位置にあるといえるのではないだろうか。そういう、（いささか夢想的な）アイデアを本稿では扱っていくことにしたい。

この議論を、よりクリティカルなものとして、そして、実践的なものとして述べるのならば、以下の仮説のような形になる。

すなわち、「若者（若手）支援」というフィールドは、「労働法学」にとっても、「社会学」にとっても、二面性を持ったフィールドとしてあるのではないかと、いう仮説である。

一方では、それは、既存の現象理解枠組のまま、社会の革新も、学問の革新もすることなしに扱うことができる、普通のフィールドとしての性格を持っている。

けれども、もう一方では、「若者（若手）支援」というフィールドは、既存の事象理解の枠組みをはねつけるような、特異的なフィールドとしても、現象してきているのではないだろうか。すなわち、いずれの学問においても、若者支援の領域を、いったんまじめに扱おうとしてしまえば、当該の学問自身が自己革新を必然的に促されてしまうような、そういう、たいへん現代的で、ダイナミックなフィールドとして、若者支援のフィールドは、その特質を示し始めているのではないだろうか。

上述のアイデアが、本稿の基本のアイデアである。以下、このアイデアを、少々の実例を伴わせて記述していくことで、稿を進めていこう。

□ 2. 彼らの「未熟さ」や「無謀さ」や「非一貫性」や「非統合性」をどう考えたらよいのだろうか

2-1. 具体例1 (就活問題) : 「就活ぶっこわせデモ」の場合

学部4年のゼミが成立しなくなった、と言われるようになって久しい。最近では、就職活動の早期化から、学部3年のゼミも成り立ちにくくなっているようだ。大学教員は、教育を与えることが自分たちの仕事だから、学生に「就活をするなどは言わないが、なるべく早く内定をとって、学業に復帰するように」と圧力をかける。けれども、就職戦線は厳しさを年々増しつつあり、内定時期の时期的分散が進み、就職活動は長期化しつつある。このように時間的に幅を増しつつある就職活動の体制の中で、多くの学生は、複数の内定をとるべく活動を継続しており、教員側からの要請に応じることは、なかなか難しい。簡単にいって、板挟み状態である。

そもそも、就職活動は、学生にとって、それ自身ストレスフルな存在にもなっていた。社会の変化の方向そのものが、予想しがたくなってきている現代社会、すなわち、「不透明性」が「増大傾向」にある現代社会に、どうして自らの商品性の高さのみを、企業側からみて、選抜可能なように、あたかも予期可能性の高さが保障可能であるかのようにみせることができようか。エントリーシートにおける「自己分析」によって、「透明性の高さ＝予期可能性の高さ」を示すことが十分に出来ない中で、画一的な「リクルートスーツ」を着用することで、せめてもの適応性と配慮を示そうとすると「個性がない」と非難される。要求が高ただけでなく、矛盾している。学生達に不満が高まるのは当然だ。

いろいろな不満が語られたが、たとえば、上記のような不満も含むようなかたちで、「就活ぶっこわせデモ」(スタート時間：2011年11月23日午後2時。スタート地点：JR新宿駅前)は実行された¹。

①「就活反対！就活茶番！就活カルト！就活ぶっ壊せ！」②「授業に、出させろー！」③「コミュカって、なんだー！」④「就活ビジネス、粉碎ー！」⑤「顔採用、やめろー！」⑥「早期化、反対！」などなどの声を上げて行進したという(大柳喬、2012:96、但し、丸数字は、樫田による補足)。

まずは、この声の多様さに注目したい。これらの声は、単に「多様」なだけでなく、「非一貫性」「非統合性」という特徴をも兼ね備えていそうだ。たとえば、①と②を組み合わせると、大学のゼミからの推薦制度の導入等が意識され、主張されているように見えるが、②と⑥を組み合わせると、ゼミ推薦の制度化要求というよりは、かつての就職協定の復活要求に見える。また、①と④を組み合わせると、「就活公営化要求」にも見える。そもそも、不満が多様(③と⑤はべつのことだろう)で、対策の方向も多様だ。

この「非一貫性」や「非統合性」は、彼ら(デモ主催者・デモ参加者)の「未熟さ」「無謀さ」の現れだろうか。

そうともいえそうではある。「ゼミ推薦制」や「指導教員推薦制」を目指す方針は、「就活ビジネス」から、勢いをそぐことには成功するだろうが、同時に、「ゼミ選択時」に競争の舞台が移ることを受け入れざるを得ないのではないだろうか。そうすると、そこに「ゼミ選択時の不公平性問題」や「大学高学年次におけるアスピレーションの低下問題」が生じてくるのではないだろうか。つまり、実際の就活時には、推薦制の対象にならない、あらかじめ排除されるゼミに所属しているゼミ生と、就活時に推薦力を持つ、特定ゼミ所属生との格差を正当化できるか問題や、「現在は、22歳までチャンスがある、という形で引っ張っているアスピレーションを高める仕組みが失われた時に、何で代置させるのか」、という問題があるように思われるのだ。つまり、主張があまり「アトサキ」を考えたものになっていない、という点からは、この運動に「未熟さ」や「無謀さ」という性格を割り当てても良さそうに見えるのである。

けれども、ことがらは、それほど単純ではない。運動の主催者達は、自分たちが「未熟」に見えることや、主張が「無謀」に見えることを、理解して、かつ、その「ミエ」を自覚的に選択しているようなのだ。

1 諸資料によると、日本国内の「反就活デモ」は、2009年に北海道・札幌で「就活くたばれデモ」として行われはじめ、その後、全国各地(東京・大阪・京都・松山)で行われている。

上で記したような、デモ中の多様な声を採取している大柳喬は、明治大学文学部の臨床社会学コース所属の4年生であり、自らが運営側に参加しつつ、資料を集め、原稿をまとめている。そして、彼の論文「就活ぶっこわせデモ参加レポート—デモの可能性を探る—」中には、このデモの主催者たちが、意図的に「未熟さ」や「無謀さ」を装ったととれる、以下のような記述があるのである。

大柳によれば、「名称をどうするか決めることになった……(中略)……とにかくデモは目立って話題にならないと意味がないという意見が多く、最終的に『就活ぶっこわせデモ』という名称になった」(大柳、2012:95)というのである。すくなくともここでは、「無謀さ」は自覚的に選び取られている。

では、このような、受け狙いの、インパクト優先主義的な、デモ名を「戦略的に」選択できるデモ主体とは、どのような集まりであったのか。

「デモの実行委員は20名ほどで、ほぼ全員大学生である。東京大学、早稲田大学、慶応大学、明治大学、法政大学、明治学院大学、東洋大学などの学生が集まった。学年も1年生から5年生までいる。普段から交流のあるメンバーが多く、普段は各大学でさまざまな活動をしている。たとえば、早大の『勝手に集会』や東洋大の『東洋鍋』など既存の学生運動とは違う、新しい活動である。そのため各実行委員の意見はばらばらであり、極端には右翼も左翼もフェミニストもいた。現在の就活というものに何かしらの疑問を感じるということだけが唯一共通する意見である」(大柳、2012:94)

これは何だろう。「普段から交流のあるメンバー」(α部)なのに、「意見はばらばら」(β部)と書かれるような主催者たち。政治的主張の類似・一致が、政治的運動体の基本的な集合原理であるとするならば、彼らは、政治的な運動体ではない。彼らは、政治以前の、感覚の共有をもとに、集まっている。「何か変」という訴えの意欲の共有だけで、デモをしているのである。政治的運動体になる前の、声あげ集団の活動として、この『就活ぶっこわせデモ』はあった²。

2-2. 具体例2 (若手研究者問題) : 日本社会学会の『若手研究者問題検討特別委員会報告書』の場合

最初に、ひとつの意見の検討から始めたい。

「学会発表の回数をこなすためだけに1万円払うのは高すぎると思う」(日本社会学会若手研究者問題検討特別委員会、2009:97)

これは、若手研究者問題³の深刻化を受けて、日本社会学会が2009年2月から3月にかけて調査し、2009年10月に発行した報告書『若手研究者の研究・生活の現状と研究活性化に向けた課題』の中で紹介されている、ある若手研究者(A氏と名付けよう)からの意見である(調査紙法調査の自由回答欄の記述)。学会費年額を1万円(大学院生正会員の年額、一般の正会員は、1万4500円が年額)と表現しているところから、40歳以下(2009年の委員会による調査の対象者の年齢)の、大学院生(または非常勤職)の意見であると推測できる。

この意見に筆者が目にするのは、このA氏が前提としている学会観の衝撃性からである。A氏は、「学会発表の回数をこなすためだけに」は「1万円」は高い、という論理を述べているが、このような論理展開は、ある新しい学会観を前提としているものなのではないだろうか。しばらく検討して行ってみよう。

学会とは何だろうか。古典的には、同業者組合(ギルド)という答えが返ってくることだろう。専門職の自律的集団の一種として、所属メンバーを統制し、そのことで社会的信用と独占的利益を守り、かつ、社会的な影響力を維持していこうとする団体。そういう運命共同体的な組織としての学会理解が、学会についての一つの典型

2 この運動体メンバーは、しかし、つねに非政治的であったわけではない。「私たちはデモだけでは終わりません!」という惹句とともに、より政治的な活動を継続している。(就活院内集会 2012、2012)によれば、東京デモ実行委員会の一部メンバーは、京都の反就活デモ主宰者の一部メンバーとタイアップして、院内集会、を開催している。学者(法政大学の児美川孝一教授)を招き、国会議員を呼んで、国政への3つの要求(採用活動の適正化・採用情報の偏在性の是正・悪質な「就活コンサルタント」ビジネスの制限)を行っている。集会日は、2012年3月16日。場所は、参議院議員会館101会議室。

3 社会一般では、ここで若手研究者問題と呼んでいる問題は「ポストドク問題」や「オーバードクター問題」という名称で語られることが多い。しかし、人文社会科学の領域では、若手であっても、それほど博士号取得者が多くないこと、そもそも、ポストドクの職に就くことすら、困難な場合が多いことなどから、**若手研究者の就職難**や学会活動の困難さに関する問題をまとめて、「若手研究者問題」と呼ぶことにする。

的な理解としてあるはずだ。

しかし、A氏の理解は違っているのではないだろうか。学会は、たくさんの「権利」と「義務」をパッケージで、ひとつのものとして、提供している。「権利」としては、A氏が言及している「学会発表の権利」だけでなく、「機関誌に投稿する権利」、「理事選挙に投票する権利（理事候補者になる権利を含む）」、「ニュースレターに関する権利（ニュースレターで情報発信する権利を含む）」まで、諸権利は、準会員（学士号を持たない会員）を別にして、正会員には等し並みに与えられている。その代わりに、「義務」として、「倫理綱領を守る義務」や「会費を支払う義務」が、こちらもパッケージとして一括的なものとして課される。この「権利」も「義務」もパッケージとして、ワンセットのものとして、一括性を持って課される、という部分は、おそらくは、学会のギルド性に由来するものなのだろう。学会メンバーは、そこに、単に、自らの利益を計るためだけに関与してはならず、学会という運命共同体に、その運命共同体に関与できる権利者として、権利と義務を丸ごと受容する形で参与することを期待されているのである。

けれども、この諸権利と諸義務の「パッケージ性」が、A氏からは、承認されていないのではないだろうか。A氏は年会費について、いう。「学会発表の回数をこなすためだけに」は「高い」と。この主張は、2つの意味で非ギルド的である。

第一に、他の権利から「学会発表だけ」を切り離して、単独で値踏みしていることである。諸権利の一体性は、尊重されていない。年会費を、直接サービスの対価として評価しようとする態度があるようだが、それは、非ギルド的態度である。すなわち、まず、各専門職が、専門職団体に人格的に包摂されたうえで、「権利」と「義務」がひとまとまりのものとして感得される、という構造になっていないようなのである。

第二に、「研究発表は社会学の振興のため」という組織的前提が、もはや共有されていないという点で、非ギルド的である。A氏は「回数をこなす」という表現をとる。偽悪的なものかもしれないが、本心のようにも読める。すなわち読めば、これは、学会発表は、発表者本人のために、しかも、回数を確保するために行うものだ、とA氏が理解していることを表している。日本社会学会は、学会会則第2条において、「本会は社会学の研究を奨め、その発展普及を計ることを目的とする」と、会の目的を定めている。そして、学会会則第5条では、「正会員は、本会の趣旨に賛同する個人である」とこの、会の目的に従属する義務を、個別会員の義務であるとして定めているのである。それにもかかわらず、A氏は、学会の目的から相対的に自由に、みずからの目的を掲げ（「回数をこなす」！）、総合的にみて、「自分が買いたいサービスは、学会発表の回数をこなす機会を得ることだけに、学会という、サービスの供給元は、他のサービスも抱き合わせにして販売しているが、それでは、自分にとっては、対価として高すぎるのだ」とおそらくは主張しているのである。

つまりは、学会に対するギルド的帰属感をもはや私は持っていない、持っていない立場からの主張も通るものだ、というような状態や態度から、上記のような意見を述べているように見えるのである。

A氏は特別な会員なのだろうか。じつは、報告書のデータをみても、たいへん多様な若手からの意見が掲載されており、A氏の意見が若手の多数意見であるというようには必ずしもいうことはできない。たとえば、「その他の社会学会への要望」という項では、学会に希望する新しいサービスとして、「旧育英会の奨学金のルールや雇用保険、健康保険について」学会が改善を働きかけて欲しい、という意見が寄せられている（B氏の意見と名付けておこう）。また「非常勤講師の報酬や労働条件の改善について」も、学会が動くことへの要望が出てきている。これらの意見は、学会の同業者団体としての機能に期待したものであるといえ、したがって、かならずしも、ギルドの見方が、近年になって有効性を失ってきているわけではない、ということの証拠ということもできるだろう。組織改革についての提言もなされている（「役員会にもう少し院生が入っていてもよい」「組織のなかに『青年部』のようなものを作るべき」（日本社会学会若手研究者問題検討特別委員会、2009:101）。これらの意見は、C氏の意見と名付けておこう）。

とはいえ、その一方で、入退会の手続きを簡便にしてほしい、そして、投稿や発表などの必要な時にだけ、再入会できるようになったらいい、「フリーライドと言われるかもしれないが」（日本社会学会若手研究者問題検討特別委員会、2009:97）、という、上述のA氏に近い態度や意見（とりあえず、D氏の意見と名付けておこう）もやはりいくつも出てくる。若手に有利な施策が、ギルド的体制の元でも構想できる一方、サービス提供機能的体制の元でも構想できるので、両方の枠組みに基づく意見が、ばらばらに、統一感無く出てきている、という感じなのである。

2-3. まとめ

本節の、ここまでの議論をまとめておこう。学会というものは、古典的には、「ギルド」として理解されていたかも知れないが、いまや「サービス提供機関」として（も）、理解されるようになってきている、ということが、まずはいえるだろう。そして、一方の体制理解から、もう一方の体制での施策体系が不当なものとして論難されるようになってきているともいえる（つまり、パラドックスが生じてきている）。すなわち、日本社会学会を「サービス提供機関」と見なすA氏やD氏からみれば、学会の現状は、契約上の立場の強さ（独占性をもった法人 vs.個人）をもとに、複数サービスの、不当な抱き合わせ販売をしている（機関誌執筆権に学会発表権を抱き合わせている、ともいえるし、学会発表権に、機関誌執筆権を抱き合わせているともいえるだろう）、独占禁止法違反ともいえるような、公正競争阻害的で、消費者の権利を侵害しているような状態に見えていることだろう。その一方で、ギルド的体制の強化による、対外的な就職支援的政治活動を求めているB氏やC氏には、学会の現状は、代表制がうまく機能していない、非民主的な自治団体であると感じていることだろう。

これら2つの立場は、簡単に折衷できるようなものではない。ギルド的な体制を強固にするなかでの就職支援体制の強化を要望するのなら、若手研究者の中の、サービスのつまみ食い志向は、抑制されざるを得ないだろうし、ぎゃくに、学会が提供する諸サービスの、競争環境下による質のアップを志向するのなら、そういう形で、消費者としての利益の確保を図ろうとするのなら、サービスの水準に見合った対価を払う覚悟が本気で要請されよう（査読1回に実際に、適正な対価を払おうとすれば、『民族衛生』誌のスピード査読の場合の至急手数料の金額のように、1回の査読に付き、2万円程度の支払いは、覚悟しなければならないだろう）。

先に見た、反就活デモの要求と同様に、若手研究者からの要求は、統合化されていないし、サービスの向上と同時に失うものとの、比較衡量も精密にされたものにはなっていないように、思われる。けれども、これは、彼らの要求を等閑視してよい、という結論をささえる事実ではない。むしろ、彼ら自身の要求を左右に引き裂くような磁場が、彼らに働いていることの証拠として、問題の根深さと対処のし難さの根拠として、扱っていくべき事実であろうと思われる。

□3. 私たちは、若者の就職支援や学会による若手支援を

どのように考えていくことが出来るのか／考えて行くべきなのか —まとめにかえて

ここまで、本稿のアイデアを概観しつつ、2つの事例をもとに考えてきた。本来なら、ここから、「労働法」と「社会学」の革新が、これらの事例を真剣に扱うことによって可能になること、を提示していかねばならないのだが、紙幅が足りなくなった。その部分の詳しい解説は、次稿に譲ることにし、ここでは、ひとつの印象的な事例を挙げて、私の見立てに根拠があることを主張しておきたい。

私が勤務する徳島大学総合科学部地域創生コースの社会学部門は、伝統的に、一年間に3回の卒論発表会を行ってきている。5月の卒論テーマ発表会、11月の卒論中間発表会、2月の本番の卒論発表会（卒論提出締切は1月末日）、この3回である。今年も、5月25日に、卒論のテーマ発表会があった。そこで、「就活地元志向はどのように形成されるのか—徳島大学総合科学部4年生への就活実態調査—」という、豊崎玲子君の発表を聞くことができた。たった10分の発表だったが、インパクトのある発表だった。彼女はいわゆる地方出身の地方国立大学生だが、その困っている状況には、普遍性があるように思われた。そして、上述の若手研究者の意見に接したときと同様の感慨を感じた。つまり、「未熟」で「無謀」で「一貫性がなく」「統合性もない」話だけれども、そのような話を卒論の話として持ち出さざるを得ないところに、現代の大学生一般が置かれている状況の過酷さ、過酷だけれども、おもしろいところ、未来展望があるところがある、という感慨である。

豊崎はいう。（地方出身の地方国立大生が）「地元就職にこだわることは」「内定がもらえる可能性をさげしてしまう」（豊崎、2012:1）振る舞いであり、一般的には、不利な振る舞いである。けれども、その一方で、「地元就職にこだわることは、本人にとっては合理的な選択をしているという見方も成り立つ」（豊崎、2012:1）。公平性の要求と、心理的合理化メカニズムの追求と確認が、どうじに、平行してなされていく。

そして、(議論の中でではあるが) 一方では、地方国立大生に、都会への就活支援援助金を、というようなアフターマティブ・アクション系の発想がなされていくものの、もう一方では、地方の生活環境の豊かさを見直そう、そうすれば、地方での就職を志向することが、物神崇拜的な現代社会への抵抗の基盤にもなっていく可能性もあるんだ、という主張にも振り替わっていく。ご都合主義といえば、ご都合主義、柔軟な発想といえばそうともいえる内容だが、このような矛盾を深く含み込んだ主張をしていかなければならない状況にあることの提示、こそが、地方国立大生の追い込まれている就活状況の研究として、豊崎の研究に展望がある証拠なのだ、と、とりあえずは、この全体を受け入れるべきだろうと、私には思われた。

本稿は、実証に進む前のアイディアの水準にとどまる内容だが、現在の就活に関する若者支援と、研究者の若手支援のいずれもが、この豊崎の置かれている状況同様の困難にあるものとして、存在しているように思われる。そして、ここまで述べてきたようなダイナミックな構想で、現在の両方の若手・若者支援の状況をとらえることから、「労働法学」と「社会学」の両方の学問のブレークスルーが可能になる、という展望だけは、それなりに、見通しとして、示し得たのではないか、と思っている。ご批判ご意見を多様に賜れば幸いである(榎田の電子メールアドレスは、kashida@ias.tokushima-u.ac.jp)。

□ =文献=

Halsey, A. H.2004, A History of Sociology in Britain: Science, Literature, and Society, OXFORD University Press. =2011, 潮木 守一訳, 『イギリス社会学の勃興と凋落—科学と文学のはざままで』, 世織書房。

榎田美雄,2010 a, 「論文投稿のすすめ—投稿誌の選定から査読対応まで—」, (日本保健医療社会学会・関西定例研究会) (2010年9月18日、龍谷大学梅田キャンパス) ミメモ。

榎田美雄,2010b, 「周辺への/周辺からの社会学」, 『社会学評論』 61 (3) : 235-256。

榎田美雄,2011, 「大学院格差問題から考える社会科学系学会の新機能」, 『書齋の窓』 2011年5月号(第604号) : 54-59。

榎田美雄,2012a, 「論文投稿学・序論(会場内配布物)」, (ミメモ) (2012年6月3日福祉社会学会第10回大会自由報告第4部会・口頭発表レジュメ)

榎田美雄,2012b, 「学会活動と論文投稿のノウハウを公開・共有しよう—研究活動支援と学会の自己認識のために」, (ミメモ・チラシ) (2012年6月9日関東社会学会、第60回大会テーマセッション・口頭発表レジュメ)

榎田美雄,近刊, 「論文投稿学・序論—投稿誌の選定から査読対応までの支援学の試み—」, 『保健医療社会学論集』 第23巻1号: 頁数未定。

大柳喬,2012, 「就活ぶっこわせデモ参加レポート—デモの可能性を探る—」, 大柳喬・中村一編『2011年度 大畑ゼミナール演習・実習報告書』 明治大学文学部大畑ゼミナール: 93-99。

齋藤圭介, 2012, 「学会誌における若手研究者の実態—『年報社会学論集』と『社会学評論』の比較から」(ミメモ) (2012年6月9日関東社会学会、第60回大会テーマセッション・口頭発表レジュメ)

就活院内集会 2012、2012『就活の問題を訴える院内集会』WEBサイト (<http://shukatsuinnai12.blog.fc2.com/>、2012年7月12日確認)

西部忠 2011 『資本主義はどこへ向かうのか—内部化する市場と自由投資主義—』 NHK 出版。

豊崎玲子, 2012, 「就活地元志向はどのように形成されるのか—徳島大学総合科学部4年生への就活実態調査—」(ミメモ) (2012年5月25日徳島大学総合科学部地域創生コース社会学・人類学ゼミ連合主催『卒論テーマ発表会』配布資料)

日本社会学会若手研究者問題検討特別委員会, 2009, 『若手研究者の研究・生活の現状と研究活性化に向けた課題』(若手研究者問題検討特別委員会報告書、→WEB公開日:2010年03月10日 <http://www.gakkai.ne.jp/jss/2010/03/10181802.php>)



かしだ よしお 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授。社会学修士(東京都立大学)。筑波大学大学院社会学専攻中退。専門は、相互行為分析、医療と福祉の社会学。主要業績は、『いのちとライフコースの社会学』(藤村正之編:弘文堂、2011年)、『エスノメソドロジーを学ぶ人のために』(串田秀也・好井裕明編:世界思想社、2010年)、訳書に、『医療現場の会話分析』(D. Maynard 著・岡田光弘と共訳:勁草書房、2004年)等。和歌山県和歌山市日赤病院の生まれですが、父親が転勤族だったので、小学校は3つ行きましたし、言葉はテレビで覚えました。最近、学会における若手支援問題をなんとか現代社会論としてやっていけないか、と考えています。連絡先は、kashida.yoshio@nifty.ne.jp。

■書誌事項■

檜田美雄 2012 「労働法学と社会学の革新を要求する「場所」としての、若者（若手）支援の現場（フィールド）—就活問題および若手研究者問題において「正当性なき権利主張をする若者」を考えながら、学問を革新しよう—」雇用構築学研究所発行『ニューズレター』38号：41-45。雇用構築学研究所 監修発行（国立国会図書館蔵）。
<http://web.ias.tokushima-u.ac.jp/social/kasida/ronbun/ronbun.html>、の30番に、誤植訂正版ファイルあり。